

茨城県運動部活動指導員登録バンク運営要項

1 趣 旨

この要項は、茨城県運動部活動指導員登録バンク設置要綱に基づき運動部活動指導員の円滑な活用に向けた、必要事項を定めるものとする。

2 運動部活動指導員

運動部活動指導員として茨城県運動部活動指導員登録バンクに登録する指導員（以下「登録指導員」という。）は、茨城県教育委員会が適任と認めた方とする。

3 登録指導員の活用

茨城県運動部活動指導員登録バンクは、登録指導員の活用を図るため、次のことを行う。

- (1) 登録指導員の活用の仕方について、インターネット等により周知徹底を図る。
- (2) 登録指導員が積極的に活用されるよう学校及び教育関係機関等へ働きかける。

4 登録指導員と指導種目

登録指導員と指導種目は、別表のとおりとする。

5 資格要件

指導する運動部活動に係る専門的な知識・技能に加え学校教育に関する十分な理解を有する方で、下記の(1)～(4)の資格要件は必ず該当し、(5)～(7)のいずれかに該当する方とする。

- (1) 公務員でない方
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事項に該当しない方
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他運動部活動指導員として不適格と認められる事項がない方
- (4) 20歳以上である方
- (5) 教員免許を授与された経験がある方（有効・無効を問わない）
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を所有している方
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において、指導経験がある方

6 登録申請の手続き

登録を希望する方は、ホームページ上より必要書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送する。

- (1) 登録申請書（様式第1号）※上5（6）登録証の写し
- (2) 登録者個票（様式第2号）

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を添付する。

- (3) 長型3号封筒（返信用 宛先明記・110円切手貼付）

7 申し込み先

宛先 〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番地6
茨城県教育庁学校教育部保健体育課 運動部活動指導員 担当

8 受付開始日

平成31年度4月15日（月）から

9 登録に係る選考審査

提出書類と面接による選考審査を実施し合格者のみ登録となる。登録申請到着後、面接日等を連絡する。選考審査結果通知書（様式第3号）については、面接終了後、2週間以内に本人へ通知する。面接選考審査は、5の資格要件において、(5)及び(6)に該当する者を免除とする。

10 登録期間

登録指導員の登録期間は、3年とする。

11 登録の更新及び追加登録

- (1) 登録期間が満了したときは、登録指導者は様式第4号により更新の手続きを行うことができる。
- (2) 茨城県教育委員会は、必要と認めた場合、年度途中でも登録指導員の追加登録をすることができる。

12 登録期間中における変更

登録期間中において登録内容に変更が生じた場合は、登録指導員は変更届（様式第5号）を茨城県教育委員会へ提出する。

13 登録の取消し

登録指導員として不適格と認められる行為があった者は、茨城県教育委員会は、その登録を取り消し、解任することができる。

14 登録指導員の任務

- (1) 登録指導員は、県教育委員会の指定する学校において、指導に従事するものとする。
- (2) 登録指導員は、事前に学校の校長及び教諭等と十分な打合せを行い、茨城県部活動の運営方針（R4.12改訂）を厳守して、教育的な指導を心がけるとともに、事故防止に十分留意する。
- (3) 登録指導員は、研修と自己の指導力と資質の向上に努めることとする。
- (4) 登録指導員は、登録に関する選考審査結果通知書（様式第3号）を保管するものとする。
- (5) 登録指導員は、県教育委員会が指定する研修に参加する。

15 登録指導員の照会

照会の対象となる団体

- ア 公立中学校、公立義務教育学校後期課程
- イ 市町村教育委員会

16 照会の手順

- (1) 登録指導員の照会を希望する方は、茨城県教育委員会へ様式第6号により依頼する。
- (2) 県教育委員会は、要請に応じて登録指導員を選出し、依頼者に通知する（様式第7号）。
- (3) 依頼者は、照会を受けた登録指導員と事前に指導内容等について打合せを行う。
- (4) 依頼者は、配置希望と配置条件が合致した際は、登録指導員を運動部活動指導員として決定し、市町村教育委員会へ申請する。
- (5) 市町村教育委員会は、運動部活動指導員として決定し、学校への派遣の手続きを行う。

17 個人情報の保護

収集した個人情報は、地方公務員法第34条により適正に保管する。